

# 令和6年度医療的ケアを必要とする障害児（者）への支援研修会 （看護職員実地研修）実施要領

## 1 目 的

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、国や自治体の支援が責務として明文化され、障害者施設や地域において、医療的ケアを必要とする障害児（者）に対応できる専門職員の養成等が急務となっている。

その一環として、重症心身障害児（者）の病棟を運営・管理する医療機関の協力を得て、医療的ケアを要する重症心身障害児（者）の病態及び合併症や日常生活援助の実際を学ぶ研修を実施し、医療的ケアに関わる看護職員の資質向上と、職員間で課題を共有し、平時からの連携を強化することを目的とする。

## 2 主 催

京都府家庭支援総合センター（京都市東山区清水四丁目185番地1）

電話 075-531-9608（障害相談係 専用） FAX 075-531-9610

## 3 協力病院

（独） 国立病院機構 南京都病院（城陽市中芦原11番地/0774-52-0065）

（福） 花ノ木 花ノ木医療福祉センター（亀岡市大井町小金岐北浦37-1/0771-23-0701）

## 4 研修内容

（1）講義（マイクロソフト Teams を活用したオンライン講義 全参加者共通）

日程：令和6年12月11日（水）～12日（木）

（2）実地研修（重症心身障害児者病棟で実際のケアを学ぶ。）

北部（花ノ木医療福祉センター）

日程：令和6年12月17日（火）～18日（水）

南部（南京都病院）

日程：令和6年12月19日（木）～20日（金）

※1 研修内容の詳細は別紙研修プログラムを参照

※2 実地研修受講者は、講義を受講し、研修初日に各病院が実施する新型コロナウイルス感染症の検査の結果が陰性であることを受講要件とする。

## 5 対 象 者

障害児者施設や訪問看護ステーション等で主に障害児（者）のケアを行う看護職員

## 6 定 員

オンライン講義は上限なし。

実地研修は北部を4名、南部を8名とする。 ※ 先着順

## 7 参加申込みの方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。（申込期限：令和6年11月15日（金））

- ・ 参加申込用 URL（パソコンを使用の場合等、御利用ください。）

<https://forms.office.com/r/4B5KL4WwKE>

- ・ 参加申込用QRコード（スマートフォン等で読み取る場合、御利用ください。）



## 8 その他

- ・ 交通費、食費及び宿泊費は受講者各自で負担する。
- ・ 申込者には、11月下旬頃に受講の可否を文書により通知を行い、関係資料を送付する。
- ・ 実地研修受講者には併せて、研修中の事故に備える保険等の書類等を送付する。